

寄居町シティプロモーション用オリジナルダイアリー
印刷製本業務

仕 様 書

令和8年5月

寄 居 町

1 業務名

寄居町シティプロモーション用オリジナルダイアリー印刷製本業務

2 事業目的

寄居町シティプロモーション用オリジナルダイアリーは、町内外の幅広い世代に寄居町の魅力を知っていただくため、各月のカレンダーとメモページを設けているほか、町公式SNSにアップした写真を掲載し、町の日常が感じられるような作りとしている。また、特集ページを設けており、様々な町の情報や魅力を発信している。併せて、デジタル連携としてスマートフォン用壁紙カレンダーを作成している。

本業務は事業者のデザイン・レイアウトなどの専門的な技術や知識を生かし、町の魅力がより効果的に伝わり、さらに使いやすいダイアリーに刷新するとともに、より魅力的なスマートフォン用壁紙カレンダーを作成することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年11月20日（金）まで

4 業務内容

寄居町の魅力を詰め込んだ、寄居町らしさのあるデザインでダイアリー、メモページ、写真を使ったダイアリーを作成する。併せて、スマートフォン用壁紙カレンダーを作成する。なお、SNS投稿写真については、発注者が提供する。

1 シティプロモーション用オリジナルダイアリー

(1) 仕様

- ① 判型 A5判（仕上がり）
- ② 頁数 100頁（表紙・背表紙含む）
- ③ 紙質 表紙 上質紙180kg同程度
本文 上質紙70kg同程度
- ④ 印刷 両面フルカラー印刷
- ⑤ 製本 並製本（無線綴じ）、しおり紐あり
- ⑥ 加工 表紙・裏表紙

(2) ページ構成

1	表紙	寄居町をイメージした魅力あるデザインとする。	1頁
2	はじめに	冊子の説明、イントロ等	2頁
3	年間カレンダー	2027年1月から2027年12月まで	2頁
4	月別ページ	2027年1月から2027年12月まで、①写真（2頁）、②月カレンダー（2頁）、③メ	72頁

		モ（2頁）を12カ月分掲載。掲載する写真は、町公式 SNS ページ等から町が指定した写真をダウンロードし使用。	
5	翌年1～3月カレンダー	2028年1月から3月までのカレンダーを掲載	1頁
6	総合メモページ	年間を通して使用できるメモページ	8頁
7	特集ページ	特集ページ	7頁
8	観光情報	歳時記等の観光情報	2頁
9	姉妹都市	八王子市、小田原市の紹介	2頁
10	地図	寄居町の地図等	2頁
11	背表紙	表紙と一体的使用可	1頁

(3) 部数 5,000部

(4) 作業内容等

- ① 校正は原則3回
- ② 入稿は、紙原稿・転写物のほか、USBメモリ、Eメール、ファイル転送サービスなどによる。いずれの場合も、入稿時に原稿や出力見本などを基に、詳細について打ち合わせる。
- ③ 提出するレイアウトは、紙に印刷したもの、デジタルデータ（PDF、AI）を町が指定する形式で提出すること。
- ④ 誌面の見せ方など、微妙なニュアンスを伝えることが多いため、打ち合わせ及び校正戻しの際は、誌面の制作に携わるデザイナーなども来庁し、同席すること。
- ⑤ 特集内容によっては、同一の原稿で複数のレイアウトの提示を指示することがある。

2 スマートフォン用壁紙カレンダー

- (1) 令和9年1月から12月の各月の壁紙カレンダーを2種類以上作成する。
- (2) アスペクト比は、19.5：9（縦向き）とする。

5 成果品等

- (1) 成果品は、以下の場所に納品すること。
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1 寄居町役場
- (2) 納入成果品
完成冊子及びスマートフォン用壁紙カレンダーのデータをCD-RもしくはDVD-Rにて発注者へ納品するものとする。なお、納品するデータは、PDF形式、jpeg形式及び編集可能な形式（Adobe illustrator で読み込める形式）とする。

6 著作権の帰属

本業務に伴い制作したイラスト、キャラクター、マーク、図表などの各種デザインを含む成果物に関する著作権は町に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を町に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作権者人格権を町又は町が指定する第三者に対して行使しないものとする。

また、受託者は町に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ町に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

7 その他

疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項については、町と協議により定めるものとする。